

住民福祉を支える地方消費税の引上げを含む 税制抜本改革の提言

平成 21 年 7 月 15 日
全 国 知 事 会

我が国の財政は、国・地方の債務残高が累増し、構造的な危機に直面している。地方は、平成 21 年度の地方財政対策により、かろうじて予算編成ができたものの、歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されていない。

今回、改めて試算を行った結果、地方の財源不足は、平成 24 年度には最大 13.1 兆円（仮に現行の地方消費税に換算すれば約 5.2%に相当）に拡大し、財政調整基金も枯渇に至るなど、住民に不可欠なサービスを維持できるかどうかの瀬戸際に立たされる。

もとより、不断の行革努力は当然であるが、地方は国をはるかに上回る歳出削減を行っており、行革努力のみでは増大する社会保障等の行政サービス需要に対応できない。また、身近なサービス水準の更なる切り下げや廃止を行えば、住民生活が立ちゆかなくなり、国民の理解を得ることは困難である。

根本的な解決のためには、国・地方を通じた歳入増加策が不可避であり、地方においては、少子高齢化や地方分権の進展の下で、住民が安心して暮らすことのできる行政サービスを支えるための確かな財源が不可欠である。

当面は経済危機を克服するための取組に全力を挙げるべきであるが、同時に我々は、行政の責任者として、住民に対し、負担増についても避けることなく議論し、理解を得ていく努力をしていかなければならない。

このような見地から、全国知事会として、以下のとおり提言する。

(1) 今後、社会保障をはじめ、教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本改革に取り組むべきである。

地方消費税の引上げは、経済状況の好転を前提に低所得者等の負担にも配慮しつつ、消費税を含む税制の抜本改革の中で実現を図るべきである。

各都道府県においても、行政委員の報酬や再就職先における職員の退職金のあり方等について、各都道府県の実情を踏まえて検討・実施するなど、住民の理解を得るためにさらに一層の行革を進めるとともに、国に対し徹底した無駄の排除を求めていく。

(2) 地方消費税は、社会保障をはじめ多様な行政サービスの財源としての性格を維持しつつ、少子高齢化や地方分権の進展に伴い増大する地方の役割を踏まえ、今後の行政サービス需要を賄える水準を確保すべきである。

特に、社会保障に関して、地方自治体は、年金、医療、介護等の制度化された給付に対する応分の負担だけでなく、地域医療の確保や子育て支援など、多様な給付・サービスの提供により、地域社会の安心を支えていることを十分に踏まえた検討がなされるべきである。

(3) 都道府県知事は、市町村長とも連携して、国・地方がおかれている状況を分かりやすく説明し、消費税・地方消費税の引上げを含む税制の抜本改革の実現に向けて、国民の理解を得ていく運動を推進する決意である。

国政においても、真摯な議論を行うとともに、国・地方を通じた税財政構造の再建に責任ある対応と展望を示すべきである。